

第91回東京都北区都市計画審議会 議 事 録

◇ 日 時 平成25年12月20日(金)
午後1時30分～

◇ 場 所 区役所第一庁舎 第一委員会室

◇ 出席委員 16名

会長 久保田 尚

副会長 村 上 美奈子

委 員 伊 藤 伍 朗 杉 浦 浩 北 原 理 雄

戸 枝 大 幸 上 川 晃 大 島 実

永 沼 かつゆき やまだ 加奈子 山 崎 たい子

齋 藤 邦 彦 尾 花 秀 雄 林 正 芳
(所用のため早退)

新 井 進

◇ 欠席委員 2名

委 員 飯 野 嘉一郎 丸 山 良 男

1. 開 会

(まちづくり部長)

ただ今から、第91回東京都北区都市計画審議会を開催する。

2. 委員等の紹介

—事務局から、委員及び事務局職員を紹介する—

3. 出席委員数の報告

—事務局から、18名の委員のうち、16名が出席しており、会議が有効に成立していることを報告する—

4. 資料の確認

—事務局から、資料の確認を行う—

(まちづくり部長)

それでは、ここから先の議事進行については、会長にお願いしたいと思う。

5. 議事進行

(会長)

一言だけご挨拶をさせていただく。今回、新しいメンバーの方に加わっていただいたということで、引き続きよろしくお願ひいたします。北区は、日本の現在の都市計画が解決すべき課題の最先端のものを持っていると感じており、ある時は駅前の再開発、ある時は団地の再生といったように、常にいろいろな都市課題を解決しながら、この審議会もそれについて論ずるという、非常に重要な役割を担っていると思うので、よろしくお願ひいたします。

それではさっそく会議に入る。まず本日の会議の成立について、先ほど事務局から報告があったとおり、本日の会議は成立している。

—会長から、会長と委員を議事録署名人とする発言がある—

(会長)

それでは本日は赤羽台地域を主題とすることになっているので、まず皆さんで赤羽台に視察に行ってくださいということになっている。まず事務局から視察の内容について説明をお願いしたい。

(まちづくり部長)

—視察について説明する—

(会長)

それでは、審議会としては一時休憩とする。 (視 察)

(再 開)

(会長)

今から審議会を再開する。

それでは、本審議会は原則として公開ということになっている。傍聴をご希望の方の入室を許可する。

(傍聴人入室)

(会長)

それでは本日の議題に入る。本日の諮問案件は3件ある。この3件、第216号議案「東京都市計画地区計画の決定について」、第217号議案「東京都市計画公園の変更について」、第218号議案「東京都市計画用途地域の変更について」については、いずれも赤羽台周辺地区地区計画に関連があるので、事務局から一括して説明をしていただきたいと思う。その後、質疑については1件ずつ行いたいと思う。

(まちづくり部参事)

※第216号議案「東京都市計画地区計画の決定について」

第217号議案「東京都市計画公園の変更について」

第218号議案「東京都市計画用途地域の変更について」の説明を行う。

(会長)

それではこれから各議案を個別にご審議いただきたいと思う。

まず第216号議案「東京都市計画地区計画の決定について」、これは北区決定の案件である。この件について、ご質問ご意見があればお願いしたい。

(委員)

先ほどは現地で視察をさせていただき、ありがとうございました。改めて当地が高台の閑静な地であって、桜並木とかケヤキとか、立派な木々の緑に恵まれて、四季折々、区民の皆さんの生活や、その他の歴史とともに息づいているという大変素晴らしい住環境にあるなど、しみじみ痛感したところである。この地域が、新たな教育・文化施設とともに、こういった緑や自然とさらに調和した、多世代が安心して住み続けられる地域となるように、事前に要望させていただきたいと思う。

そこでまず何点か質問したいのだが、まず最初の質問で、資料の9ページや10ページの地図を見ながらだが、今日視察をさせていただいて、冬だから木々が少し寂しいという印象もあったのだが、例えばもり公園になっているあたりとか、教育・文化施設になる予定のところの桜並木など、以前私が見たときに比べれば、随分樹木が伐採されてしまったというふうにした。この都市計画公園予定地の樹木とか、区画1号沿いの桜並木などで、かなり伐採が進んだのかなという印象なのだが、この10ページの右にあるような、環境緑地としてきちんと整備をしていきますよ、というふうにゾーニングされているが、今後その点についてはどのように整備されていくのか今一度お聞かせいただきたい。

(まちづくり推進課長)

今のご質問のうち、後段の方から先にご回答させていただきたいと思う。10ページにお示ししている環境緑地、こちらの道路線から1mの幅で緑化をする、それで緑化の基準としては、その延長の2分の1以上ということで、こちらは地区計画図書の方にも記載をさせていただいている。考え方としては、高木というよりは低木で緑化を進めていく形となる。

それから前段のご質問の、仮称の赤羽台のもり公園、それから教育・文化施設のところの樹木だが、こちらについては、例えば大学の用地となる部分、道路用地となるような部分については、基本的には既存の樹木は残していただくようお願いをしているが、事業の場所となる部分については、伐採となる部分もあるかと思う。できるだけその場合には植樹等にご協力をいただきたいと、今後事業を進めていく都市再生機構並びに第六建設事務所の方に伝えてまいりたいと思う。

(委員)

今後事業を進めていくうえで、樹木の保存などのURとの課題について、区長さんに申し出ていただけるということで、非常に心強く感じた。ソメイヨシノの桜並木の名所が各地に広がっているところで、大学を誘致される予定のところのオープンスペースも、やはりソメイヨシノの素晴らしいところなので、ぜひ保存、また一定の伐採があったところの復元も含めて、より良い緑の環境を残していただくように、要望したいと思う。

それから2点目だが、高齢化に対応する課題で要望したいのだが、北区は東洋大学と連携して、今赤羽台団地で高齢者に優しいまちづくりについてのモデル調査ということで、報告書をまとめている。またURの方も、柏市の豊四季台団地というところでは、東大や柏市とタイアップして、地域包括ケアシステムの推進ということを図っている。まちづくり、地区計画を決めていくうえで、現状で赤羽台自体が抱えている高齢化に対応していくというのは、住民の皆さんからすると非常に関心が高く、こうした地域ケアシステムをぜひ推進してほしいというのが、住民の要望かなと認識しているが、この中高層住宅地区、複合A地区、9ページの地図で言うと黄色や薄いオレンジ色に色塗りされているところは、高齢者あんしんセンターや介護施設の設置などが要望されていると先ほど説明をいただいたので、これは住民の方にとっても非常に心強いのではないかなと思っている。これは改めて関係機関に要望していただけたということだったので、ぜひこの地区の計画の中でも、まちづくりとして、具体化していただくように強く要望させていただく。

それから3点目になるが、これは高齢化と合わせて、今度は教育の分野だが、赤羽台全体の教育施設の課題とこの地区計画というところで、この点については中高層住宅複合B地区の関連でお伺いしたいのだが、ここは今日の視察の中でも、地区計画の中に赤羽台西小学校というご案内があった。ここは築50年を超えている古い校舎なので、北区としては喫緊に建て替え、改修などが念頭にある学校かなと認識している。これが、地区全体が素晴らしい住居地区ということで発展すれば、若い人たち、ファミリー層も含めて子供たちも増えて、保育園や学校なども需要が高まっていくという地区になってほしいし、なるだろうということを見込むと、この教育施設の建て替えというのは、北区にとって、この地区にとっては大きな課題の一つかなと思っているが、今教育委員会の方で、学校の教育施設の建て替えの改築改修計画というのが出ていて、その案の中に「改築ステーション」という位置づけの考え方も示されてきている。私とその改築ステーションという考え方の施設に、複合B地区にある旧赤羽台東小学校の校舎も、将来位置付けられる可能性が出てくるのではないかなと予想しているのだが、この複合B地区は高度利用をしていくということで、この地区の中の建物については戸建て住宅とか、神社、

教会などは建築外と示されているけれども、例えば学校施設などについては矛盾しないのかどうかについて、お考えを聞かせていただきたい。

(まちづくり推進課長)

まず最後の用途についてのご質問だが、それは問題はないが、前段のところ委員の方から言及された、今教育委員会の方が方針として示している、小中学校の改築の方針の中での「改築ステーション」に、この旧赤羽台東小学校の跡地または校舎を使うか否かについては、こちらの方では分からない。

(委員)

まだ、ここがそうなるかというのははっきりしているわけではないが、私の方針を見て、そうなるかもしれないのかな、というふうに感じたところである。ただ、今課長が話されたとおり、学校施設そのものはこの用途から矛盾はないということだったので、この地区計画の中で今後街にとってそういう教育の課題が出てきた時には、十分検討していただくようにということで、隣が教育・文化地区ということもあるので、全体として素晴らしい教育地区というゾーニングになればいいかなと思っているので、要望しておきたいと思う。

それから最後になるが、その中高層B地区のところには高さの制限を設けていないとご説明があった。駅から近い「にぎわいの拠点」として、高度利用していきたいということだが、やはり他の地区が全体としては8階から10階くらいの高さで住宅を中心に造られていく地区ということになっているし、青いところが教育・文化地区、全体として公的な住宅群ということになっているので、やはり全体としてはバランスのとれた高さに抑えていただけるようにということ、私の方からは強く要望させていただくが、「バランスのとれた」ということについて、ぜひ考えを聞かせていただきたい。

(まちづくり推進課長)

まず前段のところのご要望についてだが、基本的には、中高層住宅複合B地区については、いわゆる北区の用地と、都市再生機構の用地を合わせて一体的に活用していくという方針が示されており、今回の地区計画の方針の中では、ここの活用としては優良な住宅を中心に建設を検討していくという方針を示させていただいているということだけは一応お留め置きいただきたいと思う。それから次の高さの制限であるが、いま委員の方からもご指摘いただいたが、ここの複合B地区が今回ご視察で見ていただいたとおり、「にぎわいの拠点」ということで、赤羽駅に最も近接する地域である。こちらについては、都市計画マスタープランの中で土地の有効高度利用を進めるとしているということで、そういったことから高さの制限をかけていないが、建築基準法上の、本B地区、それから教育・文化地区の北側に民地があるので、規制が厳しい日影規制、第2種高度地区という北側からの斜線制限等がかかってくる。具体的にどのくらいかと申し上げられないが、高さの制限がかかるので、これによって良好な住環境を確保できるというふうに考えている。

(会長)

他にいかがか。

(委員)

先ほど意見書の中で出ていた、ソメイヨシノの桜並木が(2)で、(5)のところには崖線の道路沿いの桜と33号棟付近の桜の保存の要望が出ている。それに関連して関係事

業者等に対して協力を求めていくという回答になっている。それで（２）のところ、区画道路1号は事業者の開発の支障にならない範囲で、ということで協力ということなのだと思うが、南側の崖線のところの桜に関しては、これは事業上の支障が出るという可能性があるのか。

（まちづくり推進課長）

今回、南側の崖線のところについては、特段広場や緑地帯等々の地区計画での何らかの網をかけるという制限を設けていないが、ご覧になってご理解いただけたと思うが、あそこは全て斜面というか、法面という形なので、建築することがほぼ不可能であろうということから、現在の環境がそのまま保存されると考えている。

（委員）

使い勝手の悪い土地だなという感じはするが、確か景観百選にも選ばれている桜である。しかも、利用されないだろうという土地だったら、なぜ例えば公共空地などの色がかからないで真っ白になっているのか、保存をかけた方がいいのではないかと。折角あれだけ立派なものがあるのだから、という気がするのだが。絶対に色をかけろとは言わないが。ちょっと怪訝な思いがした。

それからもう一つ質問だが、10ページのところで、広場の3というものがL字型の帯状で設定されているが、この形状は何か意図があるのか。

（まちづくり推進課長）

後段の広場の3であるが、11ページをご覧いただきたいと思う。11ページの方には、いわゆる壁面後退ということで、緑が2m、それから先ほど視察の時に、ここがというふうに申し上げたが、赤羽台のトンネルの公園となっている部分、ここには赤の5mのきつい壁面後退をかけさせていただいている。ただしこちらの広場3号は、地区で申し上げると教育・文化地区、いわゆる教育機関の方がこの地域を使って展開するというところなので、壁面の後退というより、さらに広場として整備を求めていたということから、このようなL字型のものにさせていただいている。

それから確かに委員のおっしゃるとおり、法面のところについては、何らかのものもあったと思うが、ただ緑の保全という部分で、崖線の緑等については極力保全するという方針を打ち出している。それに基づいて、6ページの「土地の利用に関する事項」の2だが、崖線の緑等、現に存する緑は保全に努めることというような方針を打ち出しているため、その中で担保をしていきたいと考えている。

（会長）

他にいかがか。

（副会長）

いま委員がご質問された広場の件だが、地区施設としての広場というふうに理解していいか。そうすると公開性があるということで考えるが、広場3の幅員がわからない。幅員とか広さっていうのも書いてあるのか。それがまず1点あり、もう一つ関連なのだが、広場っていう定義と、それから防災上のオープンスペース、災害時オープンスペースというのが12ページにございますが、それも地区施設としての指定なのかどうかということと、それから都市計画公園の方が災害時オープンスペースに指定されていない理由がどういうことなのか理解できないので、その2点を広場関係として伺いたい。

(まちづくり推進課長)

まず広場3号について10ページのところでお示ししているとおりで、広さだけは約1,300㎡ということで見ているが、幅員ははっきりとは出していないということになる。それから、広場と災害時オープンスペースの考え方であるが、委員からご指摘があったとおり、広場というのは公共的なものという位置づけであり、それに比べて、例えば12ページの方針付図で示させていただいている災害時のオープンスペース、ここは今の地区計画の中では教育文化施設、大学等の機関がこの予定用地を使っている場所となっている。通常の管理は、そういった教育機関ということになろうかと思うが、災害時にはこの赤羽台、それから隣の桐ヶ丘、さらにはその西の西が丘が、北区の規定でいうと避難広場、東京都の規定でいうと避難場所というような場所に指定されている地域になっているので、いざという時にはここの緑で塗らせていただいた災害時オープンスペースも開放し、災害時の火災などから身を守るために活用していく。いわゆる公共性の面から初めから地区施設として定める広場と、災害時のオープンスペースとして活用できる場所、というふうに分けさせていただいた。そういうことから、広場および都市計画公園、これについては初めからこの地域での開かれたオープンスペースで、はじめから災害時には活用できる場所ということで、改めてこちらの災害時オープンスペースというのは別で示させていただいた。

(副会長)

都市計画上の理解がクリアにできないのだが、そうすると用途制限とか、用途を付加しているという形であって、広場や避難所といったような、地区施設ではないという位置づけなのか。その辺がちょっと分かりにくい。

(まちづくり推進課長)

12ページの方針付図をご覧いただきたい。こちらについては委員ご指摘のとおり、地区計画で定めた地区施設ではない。ただ、今後ここの土地の利用にあたっては、こういった方針で進めるという、これも都市計画の一部ではあるが、明確に施設という形では示していないもの、ということでご理解を賜りたいと思う。

(副会長)

わかった。今後の方針図ということで、付図として位置づけているという理解でよろしいか。

(会長)

確かに「歩行者ネットワーク」というのも都市計画の表現ではないが、そういうものがここに入っているということでもよろしいか。

(副会長)

先ほど、説明の中の今後の予定のところ、建築物の制限の条例については、今後決めていくという話があったかと思うが、私の理解では地区計画の中の制限の内容を条例にするものと、誘導にするものに分かれるというふうに理解しているが、今後条例にしていくものが、ちょっと理解できない。どの分がどういうふうになっていくのかというのが分からないのだが。

(まちづくり推進課長)

今回、建築物に対する様々な制限があるが、既存の条例でそのうち条例登載をして、制限をかけているもので、高さとか敷地面積とか、そういったものについては、条例で指導というか規制を行っていくという形である。ただ現時点において、どれをということは決まっていないが、方向としては従前の条例に登載した事項については今回の地区計画で定める内容のうち、該当するものは条例で規制をかけていく。それ以外のもの、例えば形態や意匠の制限とか、そういったものについては、従前から条例登載をしていない。いわゆる指導の分野になってくると思うが、そういった形の棲み分けになろうかと思っているが、現時点でどれとどれを条例登載するということについてご説明するのはちょっと難しい。

(副会長)

そうすると、それは都市計画審議会との関係でいうと、いつかそういったことについての説明の都計審があるのか。どういう位置づけで決められるのか。

(まちづくり推進課長)

従前、この都市計画、いわゆる地区計画の都市計画決定については、都市計画審議会にお諮りして決定をしていただいているが、条例案については議会の方にお諮りをしてご議決いただくということで、申し訳ないが、都市計画審議会にお諮りするという手続きはない。

(副会長)

それであればなおさら、どういった方針で条例にかけたいと思う、というくらいのこととは伺っておきたいというのが委員としての感想だが。

(まちづくり推進課長)

先ほども申し上げたが、条例登載している内容としては、敷地面積の最低限度、それから高さの最高限度である。なので今回該当するのはその2点ということになるかと思う。

(副会長)

壁面線の指定は条例にしないのか。

(まちづくり推進課長)

壁面線の指定については従前から地区計画でも定めているが、こちらは条例化はしていないという状況である。

(副会長)

この地区計画自体は普通の地区計画であって、再開発促進型の地区計画とか、そういうものではないのか。かなり広い区域を一敷地として考えた計画になっているということで理解しているが、合っているか。

(まちづくり推進課長)

今委員がご指摘のとおり、こちらの地区計画は一般型であり、再開発地区の地区計画ではない。

(副会長)

そうすると、その敷地内がちょっと私はよく理解できていなかったのだが、一敷地と考えるのが非常に大きなところを決めているというのも、従来で言うと一団地のような決め方の、今回の地区計画は珍しいものだと思うのだが、そういう形と理解すればよろしいか。なぜかという、壁面線の指定とかそういったものが一敷地の中でないというふうに理解すると、道路も通路らしいし、その辺の担保性がどうなのかというのもちょっと理解が難しい。一団地でもないし、一敷地であって、通路は都市計画決定している地区施設ということか。

(まちづくり推進課長)

今委員からご指摘のあった一敷地と見做すことによる制限の緩和については、条例で対処しており、同一敷地内にあるものと見做すというような措置がとられている。それ以外の地区施設については、地区施設についての指導を行っていくという形である。

(会長)

他にいかがか。それでは質疑としてはよろしいか。

それでは、これから東京都北区都市計画審議会条例第5条第3項に基づいて、採決に入る。それでは本議案について、原案のとおり区長に答申するということにしたいと思うが、賛成の方は挙手をお願いしたい。

【全員賛成】

(会長)

全員賛成ということで、原案のとおり区長に答申することとしたいと思う。

事務局においては、委員からいただいた意見などを十分に参考として、今後の事務を進めていただくようお願いしたい。

続いて、第217号議案「東京都市計画公園の変更について」、これも北区決定の案件であるが、この件についてご質問ご意見があればお願いしたい。

(委員)

217号議案では、都市計画公園についてということだが、先ほどの216号議案のところと若干の関連もあるが、公園があって、その隣に住宅があって、道路を挟んで、教育・文化地区ということなのだが、ここ全部を公園にしなかったというのは、何か理由があるのか。

(まちづくり推進課長)

こちらの都市計画公園は、当初の考え方としてはこの敷地、このブロックを公園とするという構想もあったが、本日ご視察いただいた、一番角にある広場1号、こちらの方で約5,300㎡の広い広場が確保できているということから、こちらの都市計画公園の大きさについては、1.5ha程度にさせていただいたもので、残りの敷地面積については都市再生機構による住宅ということで検討しているという状況である。

(委員)

わかった。この都市計画公園の向かい側は住宅が密集しているので、ここに広い都市計画公園ができるということはこの地域にとって大変良いことだと改めて感じたところである。この都市計画公園が防災公園としても、またケヤキも含めて緑の豊かな公園として造られていくことを強く要望していきたいと思うのだが、ここはパッと見た瞬間、

ケヤキの数は6～7本くらいかなと。木はあの程度になるのか。もう少し増やしてほしいなと思うのだが。

(まちづくり部参事)

公園については、どのように整備するのかはこれから検討するので、今この場で「絶対こうします」ということは申しかねるが、様々なご要望が近隣の方にもあると思うので、この地区計画の方針を踏まえて、折角なので多くの方に喜ばれるような公園にしてまいりたいと思う。

(会長)

他にいかがか。

それではこれより、第217号議案「東京都市計画公園の変更について」、東京都北区都市計画審議会条例第5条第3項に基づいて採決を行う。本議案について、原案のとおり区長に答申するという事に賛成の方の挙手を求める。

【全員賛成】

(会長)

全員賛成であるので、原案のとおり区長に答申することとする。

事務局においては、委員からいただいた意見を十分に参考にして今後の事務を進めていただきたいと思う。

続いて、第218号議案「東京都市計画用途地域の変更について」、こちらは東京都決定の案件であるが、この件についてご質問ご意見があればお願いしたい。

(委員)

先ほど説明の中で、地区計画の道路と用途地域の道路、用途地域は道路の中心線から測るので、この2つの考え方からすると線がずれるという説明をいただいて、ちょっと分かりづらかったのだが、そういうことによって何か不都合になるということはないのか、確認させていただきたい。

(まちづくり部参事)

特に不都合になることはない。用途地域の方は道路を境にして、あちらとこちらで別の用途地域になるような場合に、その境界線を真ん中にするというものである。

一方、今回の地区計画については、先ほどお話しした部分の道路、これが地区施設に位置づけられているので、端から端まで地区計画の区域内に組み込んでおかないと、逆におかしな話になってしまうので、そういう意味であの部分だけ、あのような形でズレが生じたということである。

(会長)

問題はないということで。他にいかがでしょうか。

それでは採決に移りたいと思う。この第218号議案「東京都市計画用途地域の変更について」、東京都北区都市計画審議会条例第5条第3項に基づいて採決を行う。本議案について原案のとおり区長に答申するという事に賛成の方の挙手を求める。

【全員賛成】

(会長)

ありがとうございます。全員の賛成をいただいたので、原案のとおり区長に答申することとする。

以上で諮問案件は終了である。この後報告事項が2件ある。

まず「東京都建築安全条例の規定による区域指定について（志茂一・二丁目地区）」、担当の方から説明をお願いしたい。

(防災まちづくり事業担当副参事)

※報告事項「東京都建築安全条例の規定による区域指定について（志茂一・二丁目地区）」の説明を行う。

(会長)

ただ今の説明について、ご質問ご意見があればお願いしたい。

(委員)

私は最近、東京都の動向というのをあまり捉えていないが、不燃化特区の指定の確実性というか、その辺りの手ごたえを感じてこういう提案をするのだろうかと思う。その辺は大丈夫か。

(防災まちづくり事業担当副参事)

十分な打ち合わせを行っており、確実なものと考えている。

(会長)

他にいかがか。

(委員)

この防火地区の指定強化ということで、この点については防災上も積極的な側面があるという認識ではあるが、いわゆる不燃化特区という考え方からすると、今東京都の考え方においては特定整備路線の整備ということで、道路整備がセットにされているということがあろうと思う。それで地元の住民の方、特に志茂一丁目の方々からは、道路についてはかなり強い異論が続出しているという状況を聞いている。道路を造らないと不燃化が進まないということであってはならないのかなと思うので、特定整備路線ということにこだわって面的整備が進まないということがあってはいけないのではないかとこの点で、面的整備はしっかり進めていただきたいということを強く要望させていただきたい。

(会長)

これはご要望ということで承る。他にいかがか。

よろしいか。これは報告事項ということなので、事務局においては、いただいたご意見を十分に参考にして、今後の事務を進めていただくようお願いする。

報告事項がもう1件ある。「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例第4条の規定による図書の変更について」、担当課の方から説明をお願いする。

(十条まちづくり担当課長)

※「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例第4条の規定による図書の変更について」の説明を行う。

(会長)

ただ今の説明について、ご質問ご意見があればお願いしたい。

(委員)

これは本当に延焼遮断で効果を上げていくというメリットを考えるとということと、それによって高さを一定の高さにすると、日影の関係が出てくるということで、非常に悩ましいというか苦しい課題であると思う。私どもこれは反対というふうにはならないのだが、今課長がお話しされたように、説明会が終わった後も住民の方がこういう課題もあるんだということを率直に言ってこられるということは、皆さんからも言うに言われぬ色々な思いというものがあるというふうには受け止めているので、今後についても十分、住民の皆さんのご意見をよく聞いてまちづくり事業にあたっていただきたいということ強く要望させていただきたいと思う。

(会長)

それではその要望ということで受け止めさせていただく。他にいかがか。

それではこの件についても報告事項である。事務局においてはただ今いただいたご意見を十分に参考にして、以後の事務を進めていただくようお願いしたい。

諮問案件、報告案件は以上で終了である。何か他に事務局あるいは委員の皆様からご発言はあるか。

それでは全案件が終了したので、マイクを事務局にお返りする。

6. 閉 会

(まちづくり部長)

委員の皆様におかれては、大変お忙しい中、熱心なご審議を賜りありがとうございました。

本日はこれをもって閉会とする。お疲れ様でした。ありがとうございました。